

6次産業化等の推進 輸出促進をはじめとする国内外の需要拡大等

平成25年10月
農林水産省

6次産業化等の推進

◆目標： 6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大

1 多様な事業者と連携した6次産業化の取組支援

- 農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の本格展開などにより、6次産業化を推進 **【2013年度中に全都道府県をカバーする、約50のサブファンド設立を目標】** ※10月現在で33のサブファンドを決定 ➡ 参考資料p5
- 機能性食品やIT・ロボット技術による高労働効率システムの開発など、重要研究分野の選択と研究開発資金の集中 ➡ 参考資料p6

2 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進

- 農林漁業と調和を図りながら、地域の資源を再エネ発電に活用し、地域の発展につなげるため、「**農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案**」を臨時国会に提出 **【再エネ発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を2018年度に全国100地区実現】** ➡ 参考資料p7
- 7府省が共同で選定し連携支援するバイオマス産業都市の構築や、新たな食品リサイクルシステムの構築、小水力発電等の導入促進のための技術支援や規制緩和など、関係府省とも連携 ➡ 参考資料p8、9

施設園芸団地の視察(オランダ)



3 生産・流通システムの高度化

- 大規模に集約された施設園芸クラスターの形成を目指し、エネルギー供給から生産、調整・出荷までを一気通貫して行う**次世代施設園芸拠点の整備を推進** ➡ 参考資料p10
- ICT・ロボット技術の導入により、超省力・高品質生産等を達成する**新たな農業(スマート農業)の実現等に向けた検討** ➡ 参考資料p11

4 新品種・新技術による我が国農業の「強み」の発掘・強化

- 品質やブランド力などの「強み」のある農畜産物を日本各地に生み出すため、品目別に推進の基本方向等を方針として年内に策定 **【今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出】** ➡ 参考資料p12



産官学が一体で開発した「ゆめちから」パン

これまでにない製パン適性を持つ小麦「ゆめちから」を開発し、食品企業と連携したマーケティングで普及



国内外の需要拡大等

◆目標：農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円に拡大

1 新たな国内ニーズへの対応

➡ 参考資料p15

β-クリプトキサンチンを多く含むみかんジュース

●医療・福祉分野と食品・農業分野の「医福食農連携」(注)を推進



産学官が連携して、β-クリプトキサンチンの機能性研究を行い、その研究成果を活かして食品企業が商品化(25年3月販売開始)

◆関係省庁と連携し、科学的根拠を元に機能性を表示できる新たな方策を検討

➡ 参考資料p18

◆日本食と健康に関する科学的知見を確立するなど、環境を整備

◆介護食品の潜在的なニーズに対応するため、「これからの介護食品をめぐる論点」(25年7月公表)を踏まえた「介護食品」の定義の明確化や、利用者のニーズに応えた介護食品の提供方法の検討など

◆産地側と漢方メーカー側の情報交換・共有を促進し、漢方の原料となる薬用作物の安定供給を実現

➡ 参考資料p16

(注)福祉分野との連携が含まれることを明示するため「医食農連携」を「医福食農連携」に変更。



高齢者にも食べやすいリング状のうどん麺

●学校給食における地場産農林水産物の利用拡大・定着に向けた安定供給体制の構築等

●需要が拡大している加工・業務用野菜の増産に向け、安定生産等に必要な作柄安定技術や、新技術・機械化の導入支援 【今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量5割増】

➡ 参考資料p17



地場産農林水産物を利用した学校給食

2 食文化・食産業のグローバル展開

➡ 参考資料p13

●世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進

●「国別・品目別輸出戦略」(25年8月公表)に基づき、国別・品目別の輸出環境整備優先事項を選定し、着実に実施

➡ 参考資料p14

●卸売市場や産地等で輸出検疫を行うことにより、商品の補充をその場で可能とするなど、輸出検疫の利便性を向上

➡ 参考資料p18

関係府省の協力が必要な事項

輸出環境整備

- 「国別・品目別輸出戦略」に基づき、輸出環境整備に係る約150の課題を整理し、このうち、30程度の課題を優先的に実施。

- (例)
- かつお節で出汁をとった日本食をEUで提供できるようにする。
 - 日本のカレールウをEUに輸出できるようにする。
 - 日本のおいしい果物をインドネシア、ベトナムに輸出できるようにする。

農水省: 輸出戦略に基づいた検疫協議の推進や原発事故に伴う輸入規制緩和の働きかけ、産地の取組支援、全体とりまとめ
厚労省: 食品衛生管理措置に関する相手国政府との協議等

機能性表示

- 規制改革実施計画(25年6月)に基づき、平成25年度検討、平成26年度結論・措置

農水省: 農林水産物等の需要拡大及び消費者の適切な商品選択に資するため、表示ニーズの把握、科学的根拠の蓄積等を行うとともに、消費者庁の検討に併せて、当省においても制度化に向けた論点を整理
消費者庁: 科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな制度を検討
厚労省: 食品の安全性確保、薬事法による規制との整理等の観点から連携

薬用作物

- 地域ごとに「薬用作物の産地化に向けた説明会」を開催済み
- 生産者側・実需者側の個別協議を実施しているところ

農水省: 薬用作物の生産拡大に向けた課題の解決方法について、厚生労働省と連携して関係者からの意見聴取等を実施

厚労省: 薬用植物の栽培技術確立及び漢方のエビデンス確立に向けた研究、薬用植物資源(種苗)の収集・保存

介護食品

- 「これからの介護食品をめぐる論点」を整理(25年7月)
- (①定義の明確化、②高齢者の栄養に関する理解の促進、③提供方法、④普及、⑤利用に向けた社会システムの構築)

農水省: 介護食品の潜在的なニーズに対応するため、「介護食品」の定義の明確化や利用者等のニーズに応えた介護食品の提供方法の検討等

厚労省: 介護食品のあり方に関する検討会議への参加・協力等
消費者庁: 介護食品のあり方に関する検討会議への参加

学校給食

- 学校給食における地場農林水産物使用割合の目標達成を推進

農水省: 学校給食に対する国産農林水産物の安定供給体制の構築

内閣府: 食育推進基本計画の国産農林水産物使用割合の目標を追加【2015年度に国産農林水産物使用割合80%】

文科省: 児童への食育効果など科学的な効果検証

參考資料

6次産業化の推進(A-FIVEの本格展開)

ポイント

- 1 農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の本格展開などにより、医福食農連携など農林漁業者と多様な事業者との連携の下で、6次産業化を推進。
- 2 6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大するため、農林漁業者と様々な事業者のネットワーク化を通じた連携促進による成功モデルの構築を重点的に推進。

◆目指す姿: 6次産業化を通じた農業・農村の所得増大

- ① 1、2、3次産業の連携によるバリューチェーンの構築を通じた農林水産物・食品の付加価値向上。
- ② 6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大。

◆具体的な取組: 農林漁業者と様々な事業者の連携による6次産業化の取組を支援

A-FIVEの本格展開

全国でサブファンドを設立

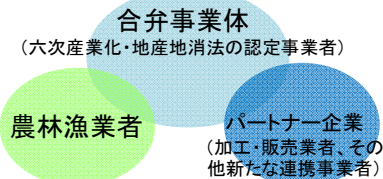
10月現在で、
33のサブファンドへの
出資を決定



今年度中に全国で
約50のサブファンドを設立

農林漁業者と多様な事業者 による6次産業化合弁事業 体の組成

ファンドを活用した戦略的提携



(取組事例 A-FIVE出資案件)

- ・地元産ぶどうのワイナリープロジェクト
- ・植木・盆栽グローバルプロジェクト
- ・沖縄車えび周年販売プロジェクト
- ・うなぎ再養殖・加工販売プロジェクト

多様な異業種との連携促進

異業種とのネットワーク化の推進

- 地域で6次産業化の取組の核となる人材確保支援
- 農林漁業者と多様な事業者による連携ネットワークの形成支援



ネットワークの下での新商品開発、販路開拓の取組支援

【経産省との連携】

経産省による商工業者に対する農林漁業者との連携促進(農商工連携)の取組と一体的に6次産業化を推進。

6次産業化の推進（異分野融合研究）

ポイント

1. 本年8月に策定、公表した「異分野融合研究の推進について」(戦略)において、新たな育種技術、ICT、ロボット技術等の活用による農林水産業の強化の方向性を規定
2. 医薬や理工などの異分野との連携が有効な研究を実施し、平成30年度までに、研究課題の80%以上で事業化が有望な研究成果を創出

目指す姿：異分野との融合研究の推進により、技術革新を実現

○機能性、アレルギーフリー食品の開発やICT、ロボット技術による高労働効率システムの開発等の異分野融合研究の推進により、平成30年度までに研究課題の80%以上で事業化が有望な研究成果を創出

具体的な取組：研究プラットフォームに異分野を含む研究勢力が結集し、共同研究

異分野融合研究プラットフォームの構築

- 関係府省と連携して研究推進戦略（研究領域毎）を策定

連携プラットフォーム



- 研究ワークショップの開催（主催：拠点研究機関等）

☆研究推進戦略に基づく研究課題の検討

- 共同研究の実施

研究グループ（大学・独法・企業）

（事業化、社会還元）

異分野融合研究の推進例（医農連携のイメージ）

目的：健康寿命の延伸、医療費の削減に寄与する健全な食生活の実現。機能性をブランドとした農林水産物・食品の国内消費量の拡大。生活習慣病が深刻化している海外市場に日本産健康食品の輸出を拡大。
バランスのとれた食生活の推進及びアレルギー食品による事故防止。

医

生活習慣病のバイオマーカーの作製

食物アレルギーの同定



農

機能性農林水産物・食品の開発

アレルギーフリー食品の開発



効果：生産現場や産業界のニーズに即した重要研究分野の選択と研究開発資金の集中により、研究投資で国際競争力を維持、強化。

【関係府省との連携】

「異分野融合研究の推進について」(戦略)策定に、内閣府、総務省、厚労省、文科省及び、経産省が参画。異分野融合研究の具体的な推進に当たっては、プラットフォームを関係機関の意見交換の場としているところ。

地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進(農山漁村再生可能エネルギー法案)

ポイント

- 1 農山漁村においてバイオマスや水などの地域資源を活用した再生可能エネルギー発電の導入を促進することは、地域の活性化につながる取組として重要。
- 2 一方、農山漁村における再生可能エネルギー発電は、農林漁業の健全な発展に必要な農林地等を確保しつつ、市町村や農林漁業者等の関係者の密接な連携の下に、地域の活力の向上や持続的発展を図りながら促進される必要。
- 3 このため、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」を臨時国会に提出。

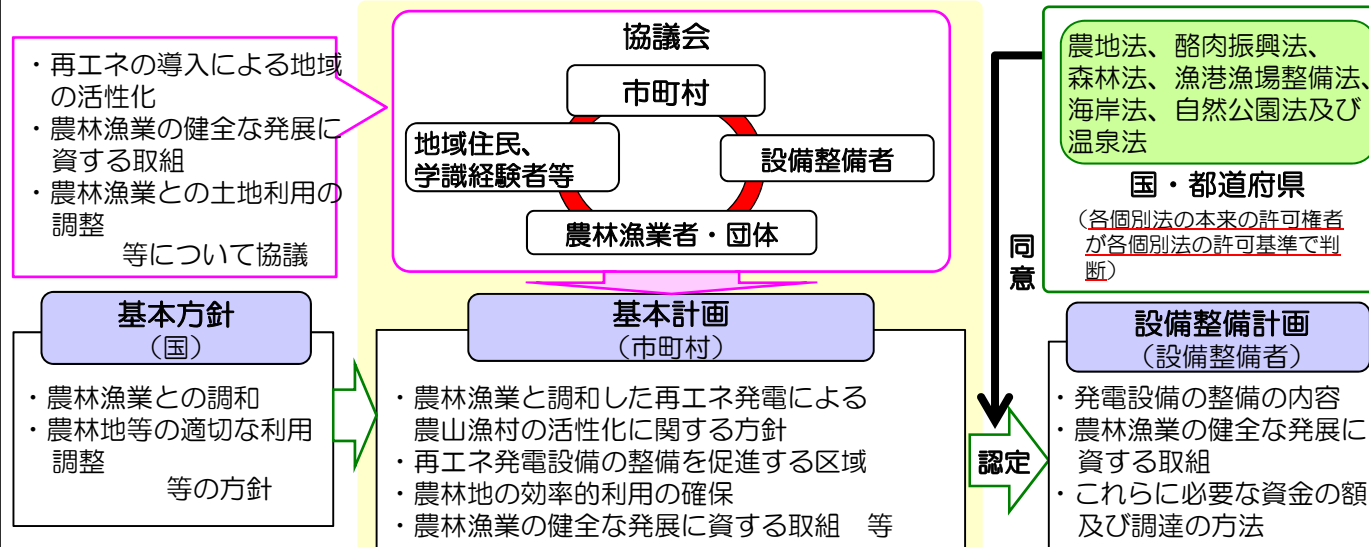
◆目指す姿:再生可能エネルギーの活用による農山漁村の活性化

- 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を平成30年度に全国100地区実現

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度



3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

- (1) 農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法の許可又は届出の手續のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）。
- (2) 再エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）。

4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進(バイオマス)

ポイント

- 1 地域のバイオマスを活用した産業化と再生可能エネルギーの創出を目指すバイオマス産業都市の構築を推進。
- 2 食品廃棄物のバイオガス化や、余熱等の未利用資源の積極的活用による「新たな食品リサイクルシステム」を構築。

◆目指す姿: バイオマスを活用した地域循環産業創出と地域活性化

- ① 2018年までに全国で約100地区でバイオマス産業都市を構築
- ② 食品廃棄物等を活用した再生可能エネルギーの創出と農産物の高付加価値化

◆具体的な取組: バイオマス産業都市の構築を推進、新たな食品リサイクルシステム構築を推進

バイオマス産業都市の構築

- ・地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを推進
- ・原料調達から利活用まで経済性が確保されたシステムを構築



新たな食品リサイクルシステムの構築

- ・分別の粗い食品廃棄物でも利用可能なリサイクル手法としてのバイオガス化を推進
- ・余熱等、これまで利用が図られていない資源の積極的活用等



【7府省の連携】7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が共同で地域を選定し施策のマッチング等により連携支援。特に、食品リサイクルについては、廃棄物行政を所管する環境省と連携し、新たな食品リサイクル・ループの構築を推進。

地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進(小水力)

ポイント

- 1 農業水利施設を活用した小水力発電等の導入に向け、平成28年度までに全国約1,000地点で導入可能性の検討を実施。
- 2 導入の促進のため、規制緩和による水利権許可手続き等の簡素化・迅速化や、発電施設の設置・運営のための土地改良区等の技術力向上のための支援を強化。

◆目指す姿:農業水利施設を活用した小水力発電等の導入

平成28年度までに全国約1,000地点で導入可能性の検討を実施し、以下を実現。

- ①農業水利施設の維持管理費の低減(農村地域の活性化に貢献)
- ②地域資源を活用したエネルギー供給の実現(自立・分散型エネルギーシステムへの移行)

具体的な取組:規制緩和、技術支援による小水力発電の導入促進

規制緩和

「規制改革実施計画(H25.6.14閣議決定)」

水利権許可手続きの簡素化・迅速化(国土交通省)

- ・発電水利権の許可手続きの簡素化・迅速化が図られるよう検討
(平成25年度結論を得る予定)
- なお、従属発電については、河川法改正により登録制度が創設され、水利権取得までの期間が大幅短縮(5ヶ月→1ヶ月)。

ダム水路主任技術者の選任基準の緩和(経済産業省)

- 土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合選任を不要とすべく検討。
(平成25年度結論を得る予定)

技術支援

調査設計等への支援(農林水産省)

- ①適地選定・調査設計への支援
小水力等発電施設の整備に係る適地選定、調査設計、河川法協議の資料作成等に係る取組への支援。
- ②発電施設導入に係る土地改良区等の技術力向上のための支援
土地改良区等の技術力向上のための研修会や専門技術者派遣による現地指導等。

小水力発電の導入促進

導入可能性の検討

平成25年度までに約900地点において導入可能性の検討を実施



農業用ダム



農業用水路



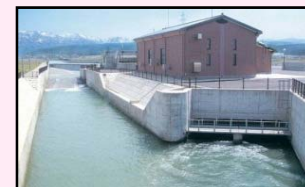
頭首工

発電施設設置・運営

小水力発電施設の設置・運営により農業水利施設の維持管理費を低減



ダムを活用した事例



用水路を活用した事例

生産・流通システムの高度化（次世代施設園芸の推進）

ポイント

- 1 大規模に集約された施設園芸クラスターの形成を目指し、エネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点の整備を推進する。
- 2 高度な環境制御技術による周年・計画生産を行うとともに、多くの施設を集約してコスト削減に繋げて所得倍増を実現し、地域の雇用を創出する。

◆ 目指す姿：大規模に集約された次世代施設園芸拠点の展開により農業の成長産業化を実現

- 地域資源を活用するエネルギー供給センターや高機能な温室団地、調製・出荷を効率化する出荷センターの併設等を備える次世代施設園芸拠点を展開し、整備地区において化石燃料使用を5年間で3割削減するとともに、地域の所得向上や雇用創出を実現する。

林農林水産大臣によるオランダ視察

【目的】産官学が一体となった施設園芸の視察

【視察先】グリーンポート(施設園芸クラスター)

ワーヘニンゲン大学研究センター

【視察日】平成25年5月31日



大規模化された視察先の園芸施設



ICTにより自動化された栽培システム

次世代施設園芸拠点のイメージ

＜ 大規模な施設園芸団地を集結 ＞



- 地産地消のエネルギーを利活用。
- 高度な環境制御技術により周年・計画生産を実施。
- 出荷センターを併設することにより、調製・出荷を効率化。
- コスト削減と地域雇用の創出。



【産業界との連携】産業界から農業界まで幅広く参集した『次世代施設園芸セミナー(10/10開催)』において、施策等を紹介。

【経済産業省との連携】経済産業省が実施する、適正な栽培管理に資するセンサーシステムの技術開発等の研究成果と連携。

生産・流通システムの高度化(スマート農業、クラウドの活用)

ポイント

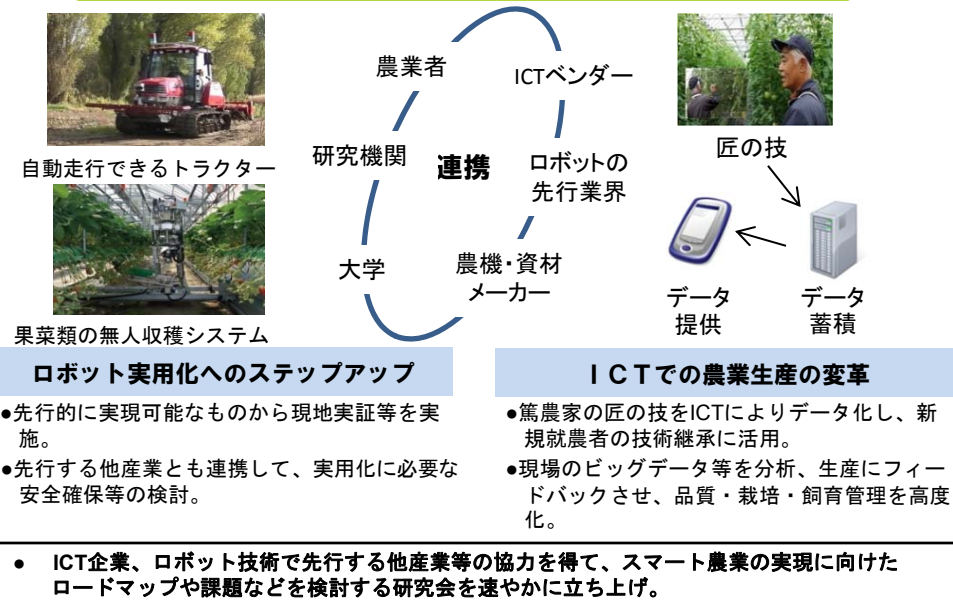
- ICT、ロボット技術の導入による超省力・高品質生産等を実現する新たな農業(スマート農業)の実現に向けて取り組む。
- クラウドを活用して、食品や購買行動に係る有益な情報を伝達する汎用性の高いシステムを構築し、その情報を利活用した生産者・食品事業者の新たな事業機会を創出する。

◆目指す姿: 農業・食品分野におけるICTやロボット技術の活用を推進し、以下を実現

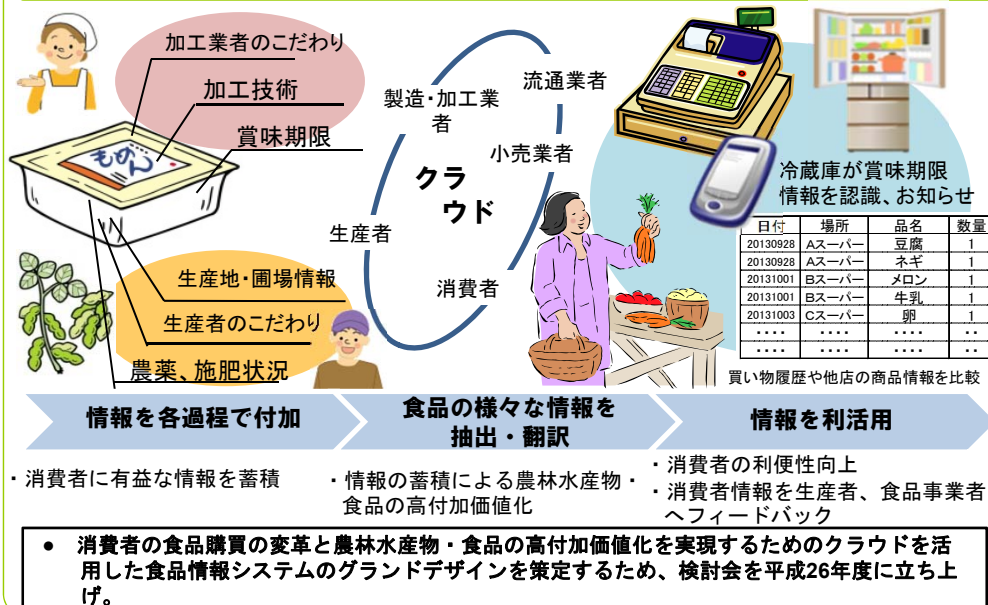
- ①無人化・自動化による省力化・規模拡大
- ②ノウハウの継承や作業の軽労化により誰でも安心して取り組める農業
- ③ほ場の状況等に応じたきめ細かな管理により収量・品質の向上
- ④クラウド上に蓄積された多様な情報を利活用し、消費者の食品購買の変革や農林水産物・食品の高付加価値化を実現

◆具体的な取組: ICTやロボット技術の現場での活用に向けた様々な開発・実証・導入を支援

ICTやロボット技術を活用したスマート農業の実現



クラウドを活用した食品情報システム



【総務省との連携】情報通信技術面での課題(センサーネットワークの構築、データの解析等)の検討を担当
 【経済産業省との連携】農業・周辺産業への企業参入促進、ビジネスモデルの海外展開等を支援

新品種・新技術による我が国農業の「強み」の発掘・強化

ポイント

- 1 我が国の「強み」である「優れた品種」、「高度な生産技術」を用いて、実需者等と連携して、品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を日本各地に続々と生み出す。
- 2 品目別に推進の基本方向等を方針として年内に定め、各産地の取組を加速化することで、今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出する。

◆目指す姿:「強み」のある農畜産物が創出されることにより以下を実現

- ① 今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物が100以上創出
- ② 6次産業化の推進、輸出・消費拡大につなげるとともに、加工・業務用向け生産による国産シェア拡大、多収性安定品種などによる低コスト・安定生産を実現

具体的な取組:「強み」のある農畜産物の産地づくりにむけた一連の取組を支援（B-Upsプロジェクト）

1 「強み」を生み出す〈Breed〉

実需者・産地と連携したマーケットイン型育種への転換、DNAマーカーによる育種のスピードアップにより、ニーズに応えた優れた品種等を次々と生み出す



実需者（製粉・製パン企業等）と連携したパン用小麦「ゆめちから」の開発

2 「強み」を活かす〈Utilize〉

埋もれた品種の発掘や新品種の導入、ICT等の新技術の活用による栽培・品質管理の高度化などにより、「強み」を活かした産地を全国に形成



ICTの導入による高品質・高収量のトマト栽培

3 「強み」を守る〈Protect〉

育成者権、商標権等の知財を組み合わせるなど知財の戦略的な保護により産地の「強み」を保護



ラーメン用小麦を開発し、産地・ラーメン業界が一体となって知財によるブランド展開

品種開発から産地化まで一連の取組を戦略的に推進するためのコンソーシアムを各地に形成



4 「強み」を支える〈Support〉

- 海外遺伝資源の戦略的収集による育種素材の確保
- オランダの取組をモデルとした種苗会社を支援する体制の整備
- 埋もれている品種や技術の発掘
- 品種供給の鍵となる種苗の機動的な供給体制の整備

「強み」のある農畜産物を日本各地に次々と生み出す



食文化・食産業のグローバル展開

ポイント

- 1 日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな「食市場」(今後10年間で340兆円から680兆円に倍増)を獲得。
- 2 このため、世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進。

◆目指す姿: 拡大するグローバルな食市場の獲得

○ 農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円規模へ拡大

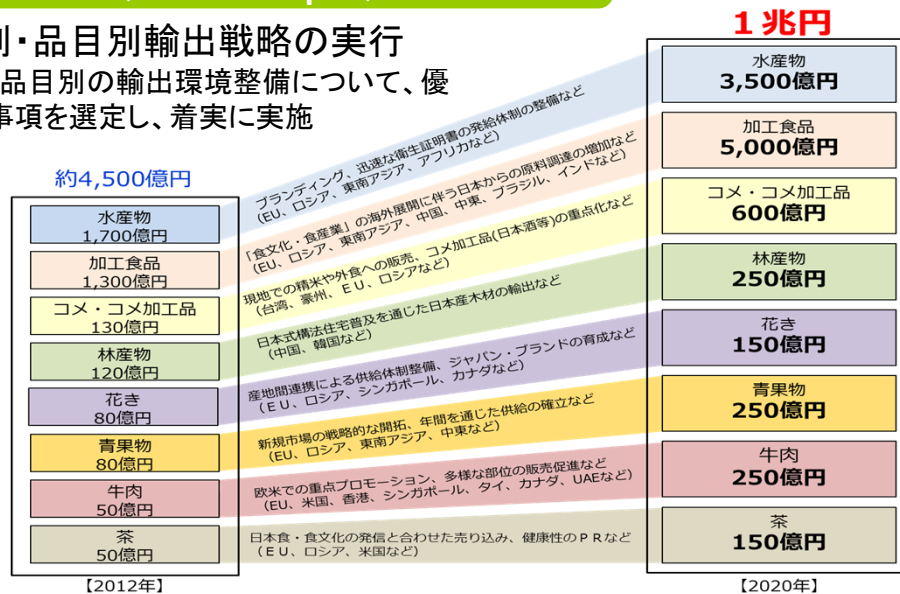
世界の料理界で日本食材の活用推進 (Made FROM Japan)

- 日本食材と世界の料理界とのコラボレーション
(例) 世界中のシェフが日本のゆずをメニュー化
中華料理の高級食材として輸出されるホタテ



日本の農林水産物・食品の輸出 (Made IN Japan)

- 国別・品目別輸出戦略の実行
→ 国別・品目別の輸出環境整備について、優先取組事項を選定し、着実に実施

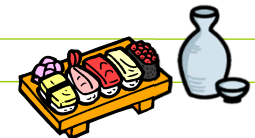


日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)

- A-FIVE × クール・ジャパンファンドの連携支援
→ 海外で展開するMade By Japan企業と国内のMade In Japan企業を連携して支援
- ジャパンブランド防衛のための共同監視体制の創設
→ 海外における知的財産権侵害の監視システムの構築
- グローバル人材の育成・確保
→ 海外展開に携わった経験のあるOB人材の再活用
- 日本型食ビジネスのグローバル・スタンダード形成
→ クラウド型食品トレーサビリティ・システムによる海外展開支援等

日本食文化の普及

- 日本食の普及を行う人材育成、メディアの効果的活用等を各省連携して実施



輸出環境整備における課題の具体例

EUへのかつお節の輸出

(現状)

- ・日本のかつお節の輸出ができない。
- ・そのため、EUの日本食レストランは、ベトナムなどの質の悪いかつお節で出汁をとっている。

- かつお節の輸出には、かつお節製造工場がEUのHACCPを取得することが必要。
- そのためには、ベンゾピレン等PAHs(※)のEU基準をクリアする必要。

※ PAHs(Polycyclic Aromatic Hydrocarbons) / 多環芳香族炭化水素

EUへのカレールウの輸出

(現状)

- ・日本はEUに乳製品を使った食品を輸出できない。
- ・カレールウの味付けには、乳製品が使われている。
- ・したがって、日本のカレールウをEUに輸出できない。

- 乳製品を使った食品をEUに輸出するためには、EUから、我が国が一定の要件(残留物質モニタリングの実施等)を満たしているとの評価を得た上で、第三国リスト(EUに輸出可能な国及び品目を記載したリスト)に日本を加えてもらう必要。

インドネシア・ベトナムへの果物の輸出

(現状)

- ・ベトナムには、青果物の輸出ができない。
- ・インドネシアは、輸入港が制限されていることから、青果物の円滑な輸出に支障がある。

- 両国とも青果物を輸出するためには、安全な食品を生産している国としての認定を受ける必要。
- ベトナムへの輸出には、ベトナム側が行う病害虫リスク評価に基づく植物検疫条件を定める必要。

新たな国内ニーズへの対応(医福食農連携、地域の農林水産物の利用促進等)

ポイント

- 1 日本食と健康に関する学術的・科学的知見の蓄積・普及を通じ、医福食農連携を推進。
- 2 介護食品に対する理解の醸成と適切な提供システムの構築を図るため、検討会議を立ち上げ具体的な方策を議論。
- 3 学校給食に対する安定供給体制の構築等を実施し、地域の農林水産物の活用を促進。

◆目指す姿:新たな国内ニーズへの対応による食産業の市場規模拡大

- ① 日本食と健康に関する科学的エビデンスの確立
- ② 介護食品の認知度の向上等による市場規模の拡大
- ③ 4,400億円の市場をもつ学校給食での国産農林水産物の需要拡大(使用割合目標:80%(平成27年度))

具体的な取組:医福食農連携、学校給食など新たな国内ニーズに対応した取組展開

食育の
推進

地域の食文化
の継承

医福食農連携の推進

高齢化社会
の到来

健康長寿社会
の実現が必要

地域の農林水産物の活用促進

◆介護食品の市場規模の拡大

【これからの介護食品をめぐる論点】

- ①定義の明確化、②高齢者の栄養に関する理解の促進、③提供方法、④普及、⑤利用に向けた社会システムの構築

➡ 課題の解決に向け検討会議で検討

- 介護食品に対する認知度の向上
- 利用者等のニーズに応えた介護食品の提供方法の検討



- 介護食品の潜在的なニーズに対応し、市場規模を拡大

◆医福食農連携推進環境の整備

- 食品等の有効成分と人体内での作用の解明研究
- 日本食と健康の因果関係についての科学的エビデンスの確立

- 日本食の健康への効果を踏まえたメニュー開発、食育処方等の推進等による市場規模の拡大

- 日本食の健康への効果を海外へアピールすることを通じて輸出を促進

◆学校給食における国産農林水産物の需要拡大

- 学校給食に対する国産農林水産物を安定的に供給する体制構築
- 児童への食育効果など科学的な効果検証
- ➡ ● 学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着

【内閣府、文科省との連携】

学校給食における需要拡大に向けた取組実施。

◆「食のモデル地域」の育成等

- 「食のモデル地域」における商品開発・販路開拓・人材育成等の支援
- ➡ ● 地域で生産・加工される農林水産物の消費拡大、モデル地域の取組の全国への横展開

新たな国内ニーズへの対応(薬用作物の生産振興)

ポイント

- 1 薬用作物の産地化に向け、農林水産省・厚生労働省が連携して、産地側と漢方メーカー側との情報交換・共有を促進。
- 2 既存産地の生産拡大や新たな産地の創出により、攻めの農林水産業と漢方の原料となる薬用作物の安定供給を実現。

◆目指す姿: ニーズに応じた薬用作物の国内安定供給体制が整備

- 実需者と一体となった産地形成により、耕作放棄地の活用促進・中山間地域の活性化を実現
- これにより、薬用作物の安定供給、健康長寿社会を実現

具体的な取組: 薬用作物の生産拡大へ向けた支援

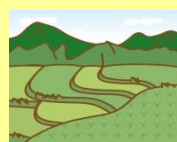
産地側と漢方メーカー側との情報交換・共有

25年8月～9月
「薬用作物の産地化に向けた説明会」
を全国8ブロックで開催。

25年10月～
生産者サイド・実需者サイドの
個別協議を実施。
・都道府県ごとにニーズとりまとめ
・各地域ごとに、契約内容を協議

産地

所得を増やしたい、
地域を活性化したい
しかし、
何を栽培してよいのか分からない!



国内での生産を
希望する品目 etc

情報交換

栽培可能な
品種・面積
etc

実需者 (漢方薬メーカー)

原料を中国に依存、
漢方需要の増大
国内での安定供給を希望!

○漢方製剤等の生産金額は1,422億円
(5年前に比べ22%増加)

○我が国の生薬の自給率は約12%

意見聴取

ブロック会議や個別
協議で明らかになっ
た課題の解決方法
について
○種苗・農業
メーカー
○都道府県薬草
園関係者
等から意見聴取。

フィードバック



支援強化

農林水産省

- ・生産技術の課題を解決するための予算支援(栽培実証、農業機械の開発・改良等)
- ・独法等研究機関からのサポートによる課題解決の加速化を検討
- ・ブロック会議のフォローアップ

厚生労働省

- ・薬用植物の栽培技術・生産技術の確立に向けた研究
- ・漢方の臨床的有用性のエビデンス確立に向けた研究
- ・薬用植物資源(種苗)の収集・保存

【厚生労働省との連携】説明会・意見聴取を共同で開催し、薬用作物の国内生産拡大に向けて連携。

新たな国産ニーズへの対応(加工・業務用野菜の増産)

ポイント

- 1 カット野菜や冷凍野菜など需要が拡大している加工・業務用野菜の出荷量を現在から5割増を目指す。
- 2 そのために必要な単収向上とコスト削減に向けた産地の構造改革の取組を通じて、所得向上を実現。

◆ 目指す姿：産地の構造改革により単収の向上・安定による増産、コスト削減による収益改善、経営安定を実現

○ 今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量の5割増を実現して農業・農村の所得を向上。

具体的な 加工・業務用野菜への作付転換を推進する産地取組①： に対し、単収を向上し、安定生産するために必要となる作柄安定技術の導入を支援。

作柄安定技術(例)

- ・ 土壌・土層改良の実施、
- ・ マルチ等の資材の使用
- ・ 病害虫防除資材の導入 等

加工・業務用産地に必要な取組(例)

- ・ 加工・業務用ほ場の設定
- ・ 実需者との事前契約
- ・ 機械化によるコスト削減 等

【産地の収益改善のイメージ(たまねぎの例)】

単位(万円/10a)	販売収入①	コスト②	収益①-②	その他
生鮮たまねぎ	40	34	6	
〈従来〉加工たまねぎ	28	27	1	調製・選別作業なし

↓ 作柄安定技術・専用機械の導入

〈構造改革3年後〉 加工たまねぎ	34	24	10	単収2割アップ コスト1割削減
---------------------	----	----	----	--------------------

具体的な 加工・業務用野菜の生産を加速化するため、新取組②： 技術、機械化の導入を支援。

- ・ 加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術や機械化一貫体系の導入、輸送コストを低減する取組 等

流通体系構築



大型鉄コンテナ<流通コスト削減>

新技術の導入



キャベツ収穫機<機械化>

【農業新技術2013選定・本年度より販売開始】

産地での導入イメージ

研究成果の迅速な導入

◆ たまねぎ(北海道畑作地帯)のケース

- 【課題】
- ・ 近年の異常気象で加工たまねぎを安定供給できず輸入急増。
 - ・ 異常気象下での作柄安定と産地の構造改革が喫緊の課題。
- 【対応】
- ・ 大型コンテナを利用した契約ほ場からの無選別品の出荷を進め、流通コスト等を大幅に削減。
 - ・ 作柄安定のための技術を早急に導入し、単収の向上を図る。

大型ハーベスターでの収穫



大型コンテナでの貯蔵



加工・業務用を中心に輸入が急増しているたまねぎについて、国産シェアの回復を図り、国産野菜の利用拡大に資する。

◆ ほうれんそう(九州葉たばこ産地等)のケース

- 【課題】
- ・ 口蹄疫復興、葉たばこの転換対策が喫緊の課題。
 - ・ 国内産地と競合しないよう、加工・業務用への進出が必要。
- 【対応】
- ・ 全国有数の加工ほうれんそう専用産地を形成(H22:0ha→H24:180ha)しつつ、バリューチェーンの核となる冷凍野菜工場を整備。
 - ・ 加工適性のある品種を選定し、大型収穫機の導入等により省力化。

一斉収穫を可能とした収穫機



加工用に栽培したほうれんそう



輸入が8割を占める冷凍ほうれんそう分野に進出し、国産野菜の利用拡大に資する。また、産地での加工に取り組むことで、バリューチェーンの構築とともに、高品質な冷凍ほうれんそうの輸出も視野。

● 産地と連携した先端技術の実証研究

- ・ 加工・業務用野菜向け作業機・ネギ、キャベツ、タマネギ等の加工・業務用新品種 等

「食の安全」と「消費者の信頼」の確保

ポイント

- 1 攻めの農林水産業を推進するためには、その大前提として、食品の安全と食料の安定供給を確保するとともに、食品に対する消費者の信頼を確保することが重要。
- 2 食育を通じて、消費者に農林水産業の重要性を理解し、「攻めの農林水産業」のサポーターになってもらう必要。
- 3 消費者一人ひとりが自ら意識し、行動を変革する食品ロス削減に向けた国民運動を展開。

◆ 目指す姿

- ① 食品による健康への悪影響の未然防止
- ② 家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延防止による食料の安定供給
- ③ 食品に対する消費者の信頼確保
- ④ 国民の生涯にわたる健全な食生活の実現と食や農林水産業への理解増進
- ⑤ 資源を無駄なく効率的に活用するフードチェーン作り

① 食品の安全性の向上

- ・生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理
- ・生産資材(飼料、動物用医薬品、農薬、肥料)の安全確保

② 動植物防疫

- ・家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延防止
- ・輸出促進に向けた動植物検疫の取組

- ① 地方説明会等を通じた情報提供
※今月11日から全国9箇所、輸出戦略、動植物検疫制度・手続について、生産者・事業者・自治体向けの説明会を開催
- ② 集荷地検査等による輸出検疫の利便性の向上
※長野県川上村での台湾向けレタスの集荷地検査等
- ③ 国別・品目別輸出戦略に基づく戦略的な検疫協議の実施

③ 消費者への正確な情報伝達

- ・食品表示及び米穀流通の監視業務の的確な実施
- ・食品表示制度の検討への協力

【消費者庁、厚生労働省と連携】

消費者庁を中心とした

- ①食品表示法(平成27年6月までに施行)の「食品表示基準」
- ②科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策の検討について、積極的に協力

④ 食育の推進

- ・食育推進リーダーの育成等による地域における日本型食生活等の普及促進
- ・各年代の国民に対する教育ファームの活用促進

【学校については文部科学省と連携】

⇒農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後までに35%に

⑤ 食品ロス削減に向けた国民運動の展開～NO-FOODLOSSプロジェクト～

- ・我が国の食品廃棄物発生量約1,700万トン/年のうち約500～800万トンが食品ロスであり、『「もったいない」を取り戻そう!』を合言葉に、食品ロス削減に向けた国民運動を展開。

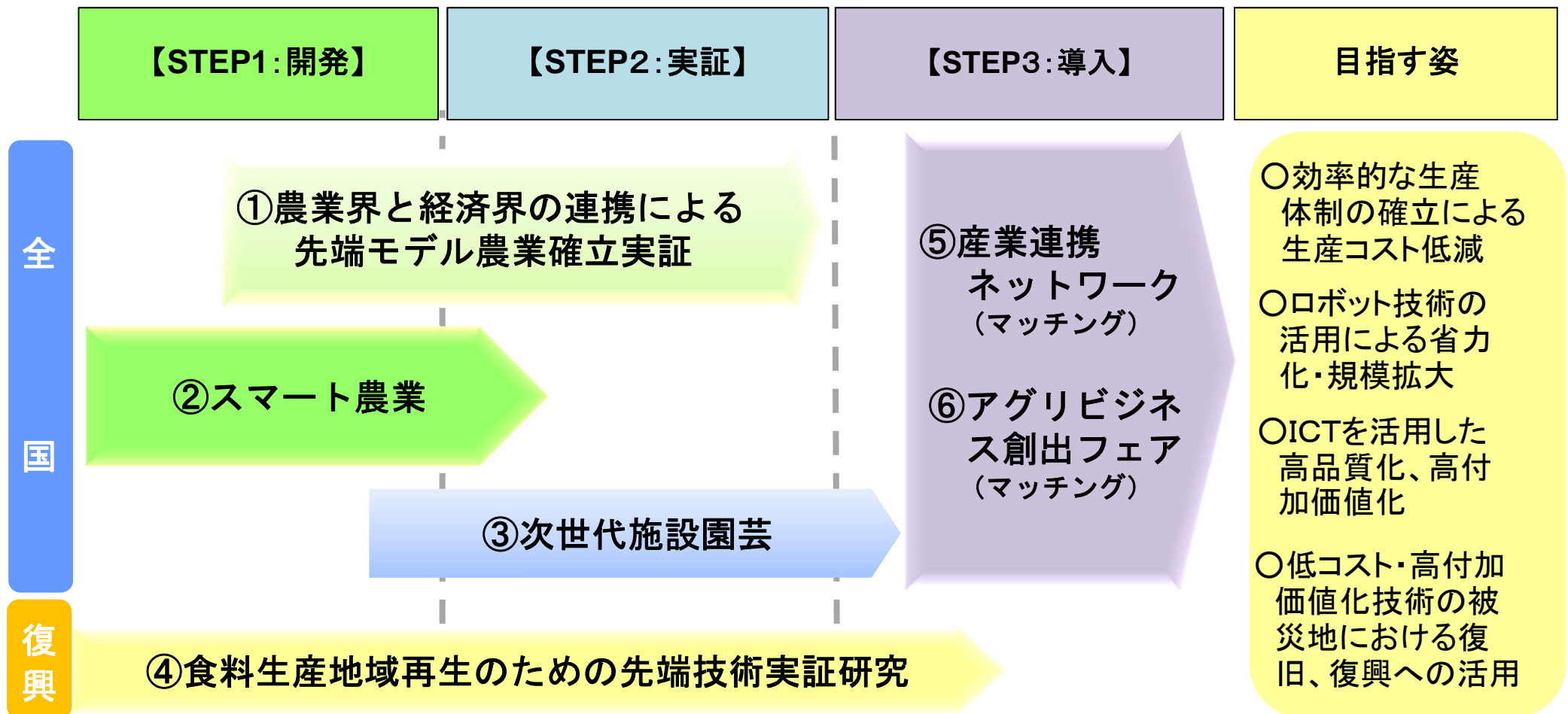
「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を構成する6府省(消費者庁、内閣府、文科省、農水省、経産省、環境省)が連携



◎ 食べものに、もったいないを、もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

(参考) 農業界と経済界との連携について

- 1) 1) 技術開発の推進方向の検討、2) 開発技術の現場での実証や生産モデルの確立、3) 生産現場への導入や実需とのマッチング、の各段階において経済界との連携を実施
- 2) 我が国農業の生産性を向上させるため、農業界・経済界の英知を結集し、効率的な生産体制の確立やロボット技術の活用等による低コスト化・省力化、ICT等を活用した高品質化、高付加価値化や、周年・計画生産等の実現を目指す。



(注)26年度予算において、関連予算を要求中。